

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【本編】 Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－３ 業務の適切性等 Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ－３－２－３ 銀行に求められる開示の類型 （１）～（２） （略）</p> <p>（３）任意開示 <u>現状では、投資判断に大きな影響を与えている①業績予想発表及びその修正発表、②四半期開示等は法律に基づかない任意開示である。また、I R（インベスターリレーションズ）活動や広告等の任意の開示も投資家、預金者等にとって重要な判断材料となる。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>【本編】 Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－３ 業務の適切性等 Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ－３－２－３ 銀行に求められる開示の類型 （１）～（２） （略）</p> <p>（３）任意開示 <u>現状では、投資判断に大きな影響を与えている業績予想発表及びその修正発表等は法律に基づかない任意開示である。また、I R（インベスターリレーションズ）活動や広告等の任意の開示も投資家、預金者等にとって重要な判断材料となる。</u></p> <p><u>（４）会計基準</u> <u>特例企業会計基準等適用法人等にあつては、Ⅲ－３－２－４に記載されている留意事項について、一部異なる取扱いが存在するので留意すること。</u></p>
<p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－３－２－４－２ ディスクロージャー誌の記載項目について（施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 関係） （１） （略） （２） 個別の記載項目についての留意事項 ①～⑩ （略） ⑪ 「銀行及びその子法人等が 2 以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類毎の区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）」については、<u>連結財務諸表規則第 15 条の 2 第 1 項に規定する事業の種類別セグメント情報が記載されているか。</u></p>	<p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－３－２－４－２ ディスクロージャー誌の記載項目について（施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 関係） （１） （略） （２） 個別の記載項目についての留意事項 ①～⑩ （略） <u>（削除）</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>V 銀行グループに対する連結ベースの監督等</p> <p>V-1 基本的な考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行グループの範囲</p> <p>銀行持株会社、兄弟会社、子会社、関連会社のいずれを問わず、その会社の行う取引のリスクが銀行へ波及していくことに着目すれば、銀行グループのリスク管理という事前予防的な行為の性格から、リスクの波及を保守的にとらえ、実質的な関係に着目してグループの範囲を定めることが適当である。こうした考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとすることとされている。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>V 銀行グループに対する連結ベースの監督等</p> <p>V-1 基本的な考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行グループの範囲</p> <p>銀行持株会社、兄弟会社、子会社、関連会社のいずれを問わず、その会社の行う取引のリスクが銀行へ波及していくことに着目すれば、銀行グループのリスク管理という事前予防的な行為の性格から、リスクの波及を保守的にとらえ、実質的な関係に着目してグループの範囲を定めることが適当である。こうした考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準 <u>(注)</u> と整合的な取扱いとすることとされている。</p> <p><u>(注) 連結財務諸表を指定国際会計基準等（銀行法施行規則第 14 条の 7 第 3 項に規定する特例企業会計基準等適用法人等が採用する企業会計の基準をいう。以下同じ。）に従い作成している場合には、銀行グループの範囲についても指定国際会計基準等と整合的な取扱いとする。</u></p> <p>(以下略)</p>
<p>V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等</p> <p>V-3-1 基本的考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等</p> <p>V-3-1 基本的考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとする。</p> <p><u>(注 1) 銀行グループが指定国際会計基準等を適用する場合、法第 16 条の 4 で議決権取得制限（いわゆる 5%ルール）の例外として許容されている行為（例えば、中小企業等経営強化法に関連したベンチャー投資、DES（デット・エクイティ・スワップ）、担保権の実行）は、その結果としてグループの範囲が広がるものであっても、特段の制限を受けるものではない。</u></p> <p><u>(注 2) 銀行が適用する会計基準を変更することのみを原因として、従来は銀行グループ外とされていた会社又は会社に準ずる事業体が</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>当該銀行の子会社等となる場合、銀行の他業禁止の趣旨の潜脱を防止する観点からは相応の期間内（原則として1年以内）に所要の措置を講ずることが望ましい。</u></p>
<p>V-3-3 子会社等の業務範囲 (略) (注1) (略) (注2) 子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該銀行が金融商品取引法に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かにかかわらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、<u>日本公認会計士協会監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」</u>（平成10年12月8日付）その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。 <u>(新設)</u></p>	<p>V-3-3 子会社等の業務範囲 (略) (注1) (略) (注2) 子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該銀行が金融商品取引法に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かにかかわらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、<u>企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」</u>（平成20年5月13日付）その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。 <u>(参考) 連結財務諸表を指定国際会計基準等に従い作成している場合には、当該基準に基づく判定が行われているかに留意する。</u></p>